

地域の防災力を高めよう!



非常用品を備えよう!!

大きな地震が起きると、電気、水道、ガスなどのライフラインに被害が発生することが予想され、復旧や救援活動が順調に行われるまでは、自力で生活することを考えなければなりません。

各防災機関は、全力で復旧活動や救援活動を行いますが、救援を必要とする人全員に救援物資等が行き渡るようになるまでは、数日かかるものと考えられますので、皆様のご家庭や職場においても非常用品を備えましょう。

◆防災準備品

地震直後の火災や家屋倒壊に備えるもの

①火災に備えて

……………消火器、三角消火バケツ、風呂の水くみ置きなど

②避難救出に備えて

……………おの、ハンマー、スコップ、パール、防水シート、ノコギリ、手袋など

◆非常持出品

両手が使えるリュックサックなどに避難のとき必要なものをまとめて、目のつきやすい所に置いておきましょう。

飲料水、携帯ラジオ、衣類、履き物、食料品、マッチ・ライター、貴重品（現金・通帳）、懐中電灯、救急セット、雨具（防寒）、ウェットティッシュなど

※家族状況によって準備するもの……ほ乳瓶、おむつ、常備薬など

◆非常備蓄品

地震後の生活を支えるもの、1人3日分程度

①停電に備えて……………懐中電灯（予備電池を含む）、ローソク、マッチ

②ガス停止に備えて……簡易ガスコンロ、固形燃料

③断水に備えて……………飲料水（ポリタンクなどに溜めておく）



住宅用火災警報器の早期設置

寝室等に住宅用火災警報器を平成23年5月31日までに設置することが定められています。

大切な命を守るために、早期設置に努めてください。



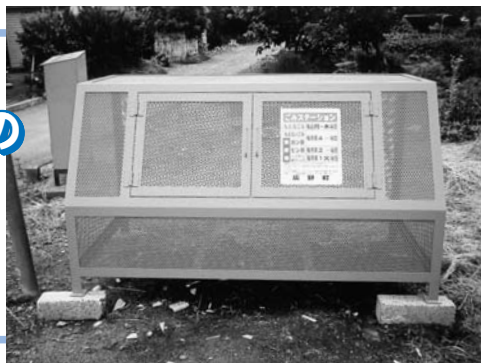
平成23年5月31日まで

残り703日

(平成21年10月1日現在)

■お問い合わせ先 富岡消防署 ☎22-2119 榎葉分署 ☎25-2119 川内出張所 ☎38-2119

「ごみステーション」の 利用についての お願い



- ◎ 収集日以外の日のごみを絶対に
出さないでください。
- ◎ ごみは収集日の午前8時30分ま
でに出してください。
- ◎ ごみは指定された袋に入れて出
してください。
- ◎ 「ごみステーション」周辺の清掃
にご協力ください。

福祉環境グループ

町内における井戸の状況のアンケート結果

災害時における生活水等確保の参考とするため町内の井戸の活用状況を皆さまのご協力をいただきアンケート調査を実施しました。その結果は次のとおりです。

- ◆ 回答率 45・9%
- (1)ご自分の敷地内に使用可能な井戸がある
ある……………106戸
ない……………527戸
- (2)井戸水の利用目的
(1戸で複数の回答あり)
飲料水……………22戸
洗濯用……………28戸
風呂水……………16戸
その他……………94戸
- (3)井戸水は定期的に水質検査をしている
している……………4戸
してない……………105戸
- (4)災害時の生活水として提供できる
できる……………48戸
できない……………58戸

「協力ありがとうございました。」

建設グループ

第6回浜街道フォーラム「ふれあい・つながる道路 浜街道」

開催日時

平成21年10月18日(日)
午前9時から午後4時

場所

南相馬市小高区(浮舟文化会館・ふれあい広場・一般県道広野小高線)

主な内容

- ◆ 講演 (先着300名)
講師 桂 米助
場所 浮舟文化会館
- ◆ ふくしまFM
トーク&ライブショー
物産市、イベント、ピング大会
- ◆ 場所 ふれあい広場
- ◆ 体験ウォーク (先着300名)
場所 一般県道広野小高線

主催

浜街道フォーラム実行委員会

共催

広野町、榎葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、南相馬市
浜街道フォーラム実行委員会
☎ 0244-24-5252

電光表示広告物等の設置基準の新設について

景観への配慮、交通安全上の観点から、電光掲示板や映像広告などの「電光表示広告物等」の設置基準を設ける福島県屋外広告物条

例・施行規則の改正が行われ、平成21年10月1日から施行となります。

自己用等で現在、許可不要で掲出されているものについて、改正基準の施行前に設置されたという確認が必要となる場合がありますので、建設課建設グループまでお問い合わせください。

建設グループ
☎ 27-4161

双葉消防本部

第9回

双葉地方広域消防職員意見発表会の開催

第9回双葉地方広域消防職員意見発表会を開催します。

「守れ尊い命」消防活動現場から若き消防隊員の「生」の声を聞きください。
入場は無料です。

日時

平成21年11月10日(火)
午後1時30分～午後3時

場所

榎葉町コミュニティセンター
大ホール

発表者

消防職員4名

主催

双葉地方広域市町村圏組合消防本部

共催

双葉地方広域消防本部総務課
☎ 0240-35-2119

住宅用火災警報器設置状況アンケート結果

平成16年の消防法改正により、住宅火災による死傷者をなくすために新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅については平成23年5月31日までにすべての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務づけられました。

これを踏まえて、双葉地方広域市町村圏組合消防本部を主体として双葉郡内に居住する約26、000世帯を対象に住宅用火災警報器の設置状況調査を回覧アンケート方式により実施したところ、郡内の法改正による設置義務の認知率は「84・5%」設置率は「30・9%」との集計結果ができました。

◆ 住宅用火災警報器設置状況調査結果

(平成21年6月末現在)

回答数	郡内合計		広野町	
	11,579件	990件	983件	7件
認知状況調査	知っている	9,788件	983件	7件
	知らない・不明	1,791件	7件	
	認知率	84.5%	99.3%	
設置状況調査	設置済	3,580件	261件	
	未設置・不明	7,999件	729件	
	設置率	30.9%	26.4%	

広野町のアンケート回答率は61・3%となりました。

「ご協力ありがとうございました。」
住宅火災の死者のうち、約5割が逃げ遅れにより発生しています。火災で助かるために重要なことは早期発見です。

住宅用火災警報器は煙や熱を感じて警報音や音声で火災発生を知らせます。

まだ設置されていないお宅は早期設置をお願いします。

早くあなたの家にも安心安全を!

消火器の不適正取引にご注意を!

消火器の不適切な点検や、高額請求の被害が日本各地で多発しています。

双葉郡内においても、消火器の不適正な販売が発生しました。消防署では消火器や、住宅用火災警報器の販売はしていません。

消火器や住宅用火災警報器の不審な訪問販売員が来たら消防署に連絡してください。

連絡先
榎葉分署 ☎ 25-2119



緊急のお知らせ
各地で被害多発!
消火器の訪問点検にご注意!